

# 工場立地法ハンドブック

令和2年1月版

【令和7年4月1日改訂】



## 四国中央市役所 産業支援課 企業立地推進室

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号（市役所3階）



T E L : 0896-28-6186      F A X : 0896-28-6242

Email : [sangyoushien@city.shikokuchuo.ehime.jp](mailto:sangyoushien@city.shikokuchuo.ehime.jp)

## 目 次

1. 目的 .....	p 1
2. 届出対象工場（特定工場） .....	p 1
3. 届出の種類 .....	p 1
① 新設届 .....	p 2
② 変更届 .....	
③ 届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地の変更 .....	p 3
④ 地位の継承 .....	
4. 基準 .....	p 4
①生産施設について .....	
②緑地・環境施設について .....	
5. 新設・変更届出書類関係 .....	p 8
6. 氏名等の変更の届出、承継の届出関係 .....	p 9
7. その他 .....	p 10

## 【工場立地法の概要・届出について】

- ・工場立地等の調査に関する法律（昭和 34 年法律第 24 号）
- ・工場立地法（昭和 48 年改正、昭和 49 年施行）

工場立地法が施行された昭和 49 年以前に設置されている工場については、設置当初には準則が存在せず、準則に合わせた敷地利用計画を立てることが不可能であったことから、同法施行後に設置された工場と一律に準則を適用するのではなく、準則の備考として、段階的に準則値に近づいていく仕組みを適用します。

### 1. 目的

工場立地法（以下「法」という。）は、工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

### 2. 届出対象工場（特定工場）

- 以下の要件の両方に該当する場合に届出が必要

要件	内容
業種	製造業、又は 電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）
規模	敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上、又は 建築面積 <sup>(※)</sup> 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※建築物の建築面積の合計

### 3. 届出の種類

#### 【事前の届出】

新設・変更届は、工事着工の 90 日前までに届出が必要です。

※短縮申請があれば 30 日前まで短縮可能です。

※新設・変更の届出において、実施制限期間の短縮を行う場合は、  
「実施制限期間の短縮申請書」および「短縮申請をする理由書」  
を添付する必要があります。

※代表者以外の方が手続きを行う場合は 委任状 が必要になります。（工場長など）

## ① 新設届（法第6条第1項）

【対象】 ・ 特定工場を新設する場合

- ・ 敷地面積又は建築面積の増加により特定工場となる場合
- ・ 既存施設の用途変更により特定工場となる場合

● 届出内容は次のとおりです。

1. 氏名又は名称及び住所（法人の場合は法人の名称、代表者の氏名、本社の所在地）
2. 特定工場における製品（当該特定工場で製造、加工等を行う製品）
3. 特定工場の設置の場所
4. 特定工場の敷地面積及び建築面積
5. 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積、環境施設の配置
6. 工場立地法施行規則で定める汚染物質（大気・水質）の最大排出予定量、その予定量を超えないようにするための当該汚染物質に係る燃料や原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置などの措置
7. 特定工場の新設のための工事の開始の予定日

※工業団地、工業集合地に新設の場合は、別途届出事項があります。

※敷地面積及び建築面積は、小数点以下を切り捨ててください。また、別紙1、2等の生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様です。

## ② 変更届（法第7条第1項、第8条第1項、一部改正法附則第3条第1項）

次の事項のいずれかについて変更を行おうとするときに提出します。

- ・ 特定工場における**製品**
- ・ 特定工場の**敷地面積及び建築面積**
- ・ 特定工場における**生産施設、緑地及び環境施設の面積、緑地及び環境施設の配置**
- ・ 特定工場における**汚染物質の最大排出予定量**

※ただし、次のような軽微な変更は、変更届を提出する必要はありません。

1. 生産施設、緑地、環境施設の面積や配置の変更をしないで、**建築面積のみ変更**をする場合（例：空地や駐車場等に、事務所等を設置する場合）
2. 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がない場合、又は生産施設面積の変更がある場合でも、修繕に伴い増加する部分の面積が30㎡未満の場合。
3. 生産施設の撤去のみを行う場合
4. 緑地又は緑地以外の環境施設の増加
5. 緑地又は緑地以外の環境施設の移設（面積の減少をしないこと）
6. 保安上その他やむを得ない事由による10㎡以下の緑地の削減（速やかに行う必要がある場合に限り）

※敷地面積及び建築面積は、小数点以下を切り捨ててください。また、別紙1、2等の生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様です。

#### 【事後の届出】

次の変更等があった場合は、変更後、速やかに届け出てください。

### ③ 届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地の変更 (法第 12 条第 1 項)

---

新設の届出、変更の届出をした者が、氏名、名称又は住所を変更したときは、法第 12 条の規定に基づく氏名等の変更の届出を要します。

※社長等の代表者の交代による氏名の変更は届出を要しません。

### ④ 地位の承継（合併等により工場を引き継ぐ場合等） (法第 13 条第 3 項)

---

新設の届出、変更の届出をした者の地位を承継した次の者は、法第 13 条第 3 項の規定に基づく承継の届出を要します。

- ① 届出に係る特定工場の譲受人、借受人
- ② 届出をした者の相続人（個人の場合）
- ③ 届出をした者に合併又は分割があったときの合併又は分割後存続する法人又は合併により設立した法人（法人の場合）

## 4. 基準

### ① 生産施設について

---

生産施設とは、施行規則第二条により、

- ① 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程、又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置が設置される建築物
- ② 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの

と規定されています。

業種別に、環境負荷の程度及び敷地利用の実態等を勘案して、工場敷地面積に対する生産施設面積の割合の上限が、30～65%の7段階の区分で定められています。【工場立地に関する準則】

### ② 緑地・環境施設について

---

特定工場は、全ての業種に共通して、工場敷地面積に対して一定の割合の緑地等を設けなければなりません。

#### ● 緑地について

##### 【緑地の定義】

- 樹木が生育する区画された土地、または建築物屋上等緑化施設であって、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。
- 低木または芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る）で表面が覆われている土地または建築物屋上等緑化施設。

##### 【緑地として認められるもの】

- 苗木床（地面や壁面に固定されており、容易に移設できないものに限ります）
- 花壇（地面や壁面に固定されており、容易に移設できないものに限ります）
- いわゆる雑草地であっても植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの
- 地被植物（除草等の手入れがなされているものに限ります）
- ゴルフ場で芝、樹木に覆われているもの及び高圧線下の芝その他の地被植物で覆われているもの

##### 【緑地として認められないもの】

- × 野菜畑
- × 温室、ビニールハウス

## ●敷地外緑地等について

### 【敷地外緑地等の基準】

工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）運用例規集（以下、「法例規」という。）2-2-3②における「当該工場等の設置の場所を管轄する市町村長の定める基準」については、以下のとおりとします。

なお、当基準の対象となる工場等（以下、「対象工場」という。）は、本市に現に立地している特定工場であって生産施設の面積を増加させる工場等、又は現に設置されている工場等で特定工場の要件を満たさないものが、増改築等で新たに特定工場となる工場等です。

### 1. 基準の対象となる場合

次の全ての要件を満たす場合、敷地外緑地等が認められる。

- (1) 対象工場が立地する敷地内に未利用部分（生産施設、緑地等、その他（駐車場、倉庫、資材置き場等）に利用されていない部分）がない場合
- (2) 対象工場の敷地外の土地において相当規模の緑地又は環境施設（以下、「緑地等」という。）を整備することにより、実質的に緑地等に係る法準則が満たされる場合
- (3) 敷地外緑地等の整備が対象工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与する\*と認められる場合

\*「周辺の地域の生活環境の保持に寄与する」とは、工場立地法施行規則第3条第1号に規定される緑地の定義により、法例規1-4-1-3に基づき、次の①かつ②に適合するものとする。

- ① 定期的に整枝・剪定等手入れを行い、工場等の周辺の地域の生活環境を損なうものでないこと
- ② 大気の浄化、騒音の防止、防災、保安並びに飛砂及び風塵の防止等に資するものであること

### 2. 敷地外緑地等の設置範囲

敷地外緑地等を設置できる範囲は本市内とし、適切に緑地管理できる場所<sup>(\*)</sup>とする。

\*都市計画区域内に限る

### 3. その他

- (1) 敷地外緑地等を複数の場所に設置することは可能とする。
- (2) 敷地外緑地等の設置に当たっては、工場立地法に基づく届け出の前に、市との事前協議を必須とする。
- (3) 生産施設面積率の算定には、敷地外緑地等の敷地面積分は含めないものとする。

## ● 緑地以外の環境施設について

### 【環境施設の定義】

#### ○ 環境施設

1. 噴水、水流、池その他の修景施設 2. 屋外運動場 3. 広場 4. 屋内運動施設 5. 教養文化施設 6. 雨水浸透施設 7. 太陽光発電施設（建築物等施設の屋上等に設置されるものを含む） 8. その他特に認められるものを指します。

#### 1. 修景施設

噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰なた等の施設をいいます。

#### 2. 屋外運動場

野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいいます。

#### 3. 広場

単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいいます。

#### 4. 屋内運動施設

体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む）をいいます。

#### 5. 教養文化施設

企業博物館、美術館、ホール等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいいます。

#### 6. 雨水浸透施設

浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等をいいます。

#### 7. 太陽光発電施設

太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいいます。

#### 8. その他

##### ・調整池

雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観等の面で公園的な形態をととのえているものであれば環境施設とします。

##### ・野菜畑

野菜畑は緑地以外の環境施設とします。

#### ○ 駐車場について

駐車場は環境施設としません。

## <準則に基づく緑地面積率・環境施設面積率の計算方法>

- ・緑地面積率 = 緑地面積 / 敷地面積 × 100 (%)
- ・環境施設面積率 = (緑地面積 + 緑地以外の環境施設面積) / 敷地面積 × 100 (%)

## 四国中央市における特定工場の緑地面積率・環境施設面積率 基準

	区 分	環境施設面積率	緑地面積率
①	・工業地域 ・工業専用地域	10%以上	5%以上
②	・準工業地域 ・用途地域の指定のない地域 (都市計画区域内の非線引き区域) ・都市計画区域外	15%以上	10%以上
③	・その他の地域	25%以上	20%以上

※環境施設面積率には緑地面積率分も含まれます。

→①の場合、緑地が5%あれば、環境施設面積は残分の5%あれば良いことになります。

また、緑地面積率を10%以上確保すれば、同時に環境施設面積率も10%確保されていることとなります。

※面積については1の位まで記載し、小数点以下は切り捨てて計算します。

## <環境施設の配置について>

敷地面積の15%以上の環境施設を敷地の周辺部に配置することを推奨しております。

## <重複緑地面積率について>

敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 100分の50 まで算入可能です。

※重複緑地とは、緑地と構造物が重複している緑地（屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化ブロックなど）のことを指します。

## 5. 新設・変更届出書類関係

### 【届出の様式】

<u>指定地区以外の特定工場</u>	規則の様式第1	「特定工場新設（変更）届出書（一般用）」
<u>指定地区の特定工場</u>	規則の様式第2	「特定工場新設（変更）届出書（指定地区用）」

### 【添付書類】

- (1) 次に掲げる事項を記載した当該特定工場の事業概要説明書（様式例第1）
  - イ 生産の開始の時期並びに生産数量及び生産能力
  - ロ 工業用水及び電力の使用量
  - ハ 従業員数
- (2) 生産施設、緑地、環境施設その他の主要施設の配置図（様式例第2）
- (3) 当該特定工場の用に供する土地及びその周辺の土地の利用状況を説明した書類（様式例第3）
- (4) 工業団地内の工場敷地、規則第7条に定める施設、公共道路その他の主要施設の配置図（工業団地内に当該特定工場の新設等が行われる場合であって法第8条第1項の規定による届出以外の新設等の届出をする場合に限り）
- (5) 隣接緑地等における環境施設の配置図（工業集合地に当該特定工場の新設等が行われる場合であって法第4条第1項第3号口に掲げる事項に係る同項第1号及び第2号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合に限り）
- (6) 汚染物質の発生経路及び汚染物質の処理工程を示す図面
- (7) 工場立地に伴う公害の防止に関する調査の対象となった物質であって別表第1及び別表第2に掲げる物質以外のもののうち指定地区ごとに経済産業大臣及び環境大臣が定めるものの最大排出予定量に関する事項を説明した書類
- (8) 当該特定工場の新設等のための工事の日程を説明した書類（様式例第4）

届出の種類		添付書類	
		指定地区域外の特定工場	指定地区域内の特定工場
新設	法第6条第1項の届出	(1) から (5) まで及び (8) の添付書類	(1) から (8) までの添付書類
	一部改正法附則第3条第1項の届出	(1) から (5) まで及び (8) の添付書類	(1) から (8) までの添付書類
	法第7条第1項の届出	(1) から (5) まで及び (8) の添付書類	(1) から (8) までの添付書類
変更	法第8条第1項の届出	(1) から (3) まで及び (5)、(8) のうちの変更事項にかかる添付書類	(1) から (3) まで及び (5) から (8) までのうちの変更事項にかかる添付書類

## 6. 氏名等の変更の届出、承継の届出関係

### 【届出の様式】

<u>氏名等の変更の届出</u>	規則の様式第3 「氏名（名称、住所）変更届出書」
<u>承継の届出</u>	規則の様式第4 「特定工場承継届出書」

### 【添付書類】

<u>氏名等の変更の届出</u>	商業登記簿謄本の写し等
<u>承継の届出</u>	商業登記簿謄本の写しもしくは譲渡契約書等

◎届出様式一覧は市ホームページに掲載しております。ご利用ください。

- ・[トップページ](#)> [組織でさがす](#)> [経済部](#)> [産業支援課](#)> [工場立地法に基づく特定工場の届出](#)  
または、「工場立地法」で検索してください。

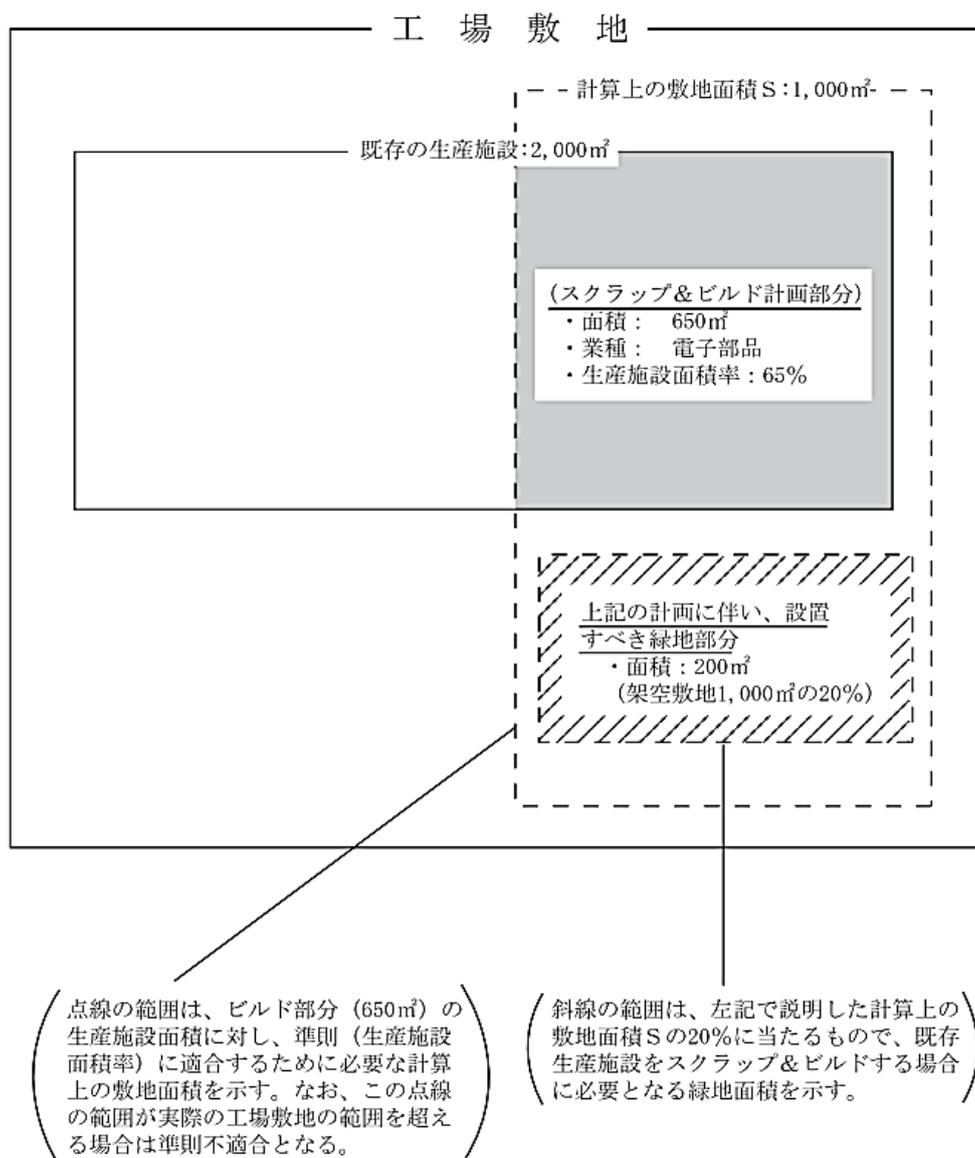
<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/22/1659.html>

## 7. その他

### ① 既存工場に適用される準則の考え方

工場立地法施行（昭和 49 年）以前に設置されていた工場、いわゆる「既存工場」において、既存生産施設の一部をスクラップ&ビルドや生産施設の増設をする場合には、下記の図の斜線部分に示す、ビルド分の生産施設面積から逆算される相当分の緑地を整備することが必要となる。

例（既存の生産施設：2,000 m<sup>2</sup>、スクラップ&ビルド：650 m<sup>2</sup>、業種：電子部品の場合）



### 【お問い合わせ】

工場立地法の内容、届出に関しましてご不明な点がございましたら、四国中央市役所 産業支援課 企業立地推進室までお気軽にお問い合わせください。

※なお、当ハンドブックは一般財団法人日本立地センター監修 「工場立地法解説 第8版」を参照しております。

四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
四国中央市役所 産業支援課 企業立地推進室  
電話：0896-28-6186  
FAX：0896-28-6241